

(公財) 日本水泳連盟所属競技者<アンチ・ドーピングガイド>

(この内容は2018年1月1日から2018年12月31日まで有効) Ver. 1

(公財) 日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会

この書類は、(公財) 日本水泳連盟に所属する競技者を対象としたアンチ・ドーピングガイドです。アンチ・ドーピングガイドとしてホームページに掲載するとともに、競技会に資料として配布もしくは掲載された**本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程が適用されます。**日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象競技会に出場する競技者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続きの対象となることに同意したものと見なされます。また、**18歳未満の競技者では、ドーピング検査一連に関する親権者からの同意書を事前に(公財) 日本水泳連盟に提出する必要があります。**同意書の書式、提出方法、提出時期などについてはホームページをご覧ください。か、(公財) 日本水泳連盟事務局にお問い合わせ下さい。

居場所情報の提出を行っている指定競技者への競技会外検査に関連して、居場所情報未提出や検査未了(後述)のケースが多くなっていますので、該当の競技者は十分ご留意願います。

TUEに関しては、別紙の「(公財) 日本水泳連盟所属競技者<TUEガイド>」を参照して下さい。

<競技会検査について>

- ① 「国際競技会」国際競技会のほほ全てにおいて、原則としてFINA Doping Control Rulesに基づき、競技会におけるドーピング検査が行われます。
- ② 「国内競技会」日本選手権、ジャパンオープン、日本学生選手権および国民体育大会などを含めて多くの国内の競技会では、日本アンチ・ドーピング規程に基づき、競技会におけるドーピング検査が行われる可能性があります。
- ③ ドーピング検査が行われる競技会に参加した場合、参加した全ての競技者が検査を受ける可能性があります。
- ④ ドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否または回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続きを完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。**飛行機や電車等への時間的都合があっても、検査を断ることは出来ません。**特に競技出場日に帰宅の際は、時間に十分な余裕を持つか、変更可能なチケットをご用意下さい。
- ⑤ ドーピング検査の対象となった競技者は、競技後に検査員から通告を受けます。検査は尿や血液で行われますが、どの検査が行われるかは通告を受けるまでわかりません。競技会・競技会外検査問わず、**血液検査の対象となった競技者は採血のため競技/運動終了後2時間の安静が必要になる**のでご留意下さい。
- ⑥ 成人の競技者でも付添いを1名つけることが出来ますが、**18歳未満の競技者には基本的に必ず成人の付添い(所属関係者、家族など)を1名つけて下さい。**
- ⑦ 競技者は不注意による禁止薬物使用から、競技支援要員の方々(コーチ、トレーナー、医師、家族など)は不注意による禁止薬物投与から、それぞれ「アンチ・ドーピング規程に対する違反」とならないように十分留意して下さい。
- ⑧ **市販の総合感冒薬**の大多数や葛根湯などに、興奮薬(競技会検査に限る禁止物質)などの禁止物質が含まれています。市販の総合感冒薬を使用する場合は、店頭で薬剤師に禁止物質が入っていないことを確認するか、別紙「いつでも使える薬の例」に記載されているものを使用するようにして下さい。また、可能であれば病院を受診して禁止物質の含まれていない薬を処方してもらって下さい。
- ⑨ サプリメントは医薬品ではありません。日本製のもので、禁止物質が含まれていないと保証されているわけではありません。特に海外のサプリメントは、記載された成分通りでないこともありますので使用しないで下さい。以前にそのサプリメント使用中にドーピング検査を受けて大丈夫であっても、継続して同じものを使用していたつもりが、途中で成分が変わっていることもあります。

- ⑩ ドーピング検査の行われる競技会に出場する競技者で、
- a) 何らかの病気や怪我で病院・診療所などから継続して薬を使用または治療をしている競技者 や
 - b) 競技の直前（出場競技7日前から当日）に病院を受診する競技者（注1）は、
- 1) 別紙<担当医師へのお願い>と共に、この書類一式を担当医師にお渡し下さい。
 - 2) 担当医師に診断名、使用薬品名、使用量、使用方法、医師の氏名と病院連絡先を確認し、控えを取っておいて下さい。

（注1）FINA や JADA 検査対象者に登録され、ADAMS で居場所情報の提出を行っている指定競技者は、FINA、WADA、JADA より常時、競技会外検査を受ける可能性があります（競技会期間中に競技会外検査を受けることもあります）。また、指定競技者ではなくとも（特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで）競技会外検査を受けることがあります。よって、競技の直前だけでなく一時的に病院・診療所を受診する場合も常に、1）、2）のように対応して下さい。

<競技会外検査について>

- ① 競技会外検査は多くの場合予告なしに検査員が競技者の自宅や宿泊場所、練習場所などに出向いて実施されます。
- ② <競技会検査について>の（注1）でも記載しましたが、競技会外検査はFINA や JADA 検査対象者に登録され、ADAMS で居場所情報の提出を行っている指定競技者が受けることが多い検査ですが、指定競技者ではなくとも特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで行われることがあります。**指定競技者でなければ、競技会外検査を受けることは無いと誤解されている場合**がありますのでご留意下さい。
- ③ 「居場所情報提出」は競技会外検査を実施するために必要な競技者のスケジュールや情報を、競技者がADAMS で提出するものです。競技者が「いつ」「どこに」いるのか、3ヶ月毎に情報を提供し、かつ5時～23時までの間で競技者本人が確実に検査を受けることが出来る60分/日の時間帯と場所を提示する必要があります。
- ④ 居場所情報関連義務違反（居場所情報不備の**警告が12ヶ月間で累積3回**になるとドーピング違反になります）
 - a) **提出義務違反**：正確かつ完全な居場所情報提出を行う義務を怠った場合。
 - b) **検査未了**：居場所情報提出において競技者本人が指定した60分の時間帯で、指定した場所に不在であった場合。
- ⑤ 居場所情報の変更は、通常はADAMSで行って下さい。しかし、急遽の予定変更や近くにADAMSにアクセスできる環境がそろっていない状況で、その競技会外検査がJADAからの検査の場合でのみ（これは競技者側には分かりませんが）、**JADAへの電話03-3906-3031（深夜での留守電へのメッセージでも可）**でも対応していただけます（但し、FINAからの検査の場合はこの方法は無効です。特に海外では留意して下さい）。また、急病などの緊急の事態等では、事後報告でも公的に証明されれば検査未了が取り消される場合もあります。
- ⑥ また、指定した60分の時間帯でなくても検査が行われることは十分ありえますので、居場所情報は正確に提出しいつでも検査が受けられるように対応して下さい。**指定した60分の時間帯以外は警告にはならないから、指定の場所にいなくても構わないということではありません。**
- ⑦ 検査そのものは競技会検査と同様に行われます。